



秋田県公報

秋田県規則第六十七号

止する規則をここに公布する。
 平成二十年十一月二十八日
 秋田県知事 寺 田 典 城

知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則を廃止する規則

秋田県教育委員会訓令第三号

庁 中 一 般
 各 地 方 機 関
 各 教 育 機 関

秋田県教育庁等許認可等事務処理日数設定規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
 平成二十年十一月二十八日
 秋田県教育委員会委員長 北 林 真知子

知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則（昭和四十六年秋田県規則第三十六号）は、廃止する。

附 則

- この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。
- 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）第九十五条の規定によりなお従前の例によることとされる同法第四十二条第二項に規定する特例民法法人の業務の監督（設立の許可の取消し及び解散の命令に係るものを除き、定款の変更の認可、解散した特例民法法人の財産の処分等の許可、解散及び清算に係る届出並びに精算終了の届出に係るものを含む。）については、なお従前の例による。

教育委員会訓令

秋田県教育庁等許認可等事務処理日数設定規程（平成八年秋田県教育委員会訓令第五号）の一部を次のように改正する。
 別表中第一号から第三号までを削り、同表第四号中「々」を「参照欄」に改め、同号を同表第一号とし、同表第五号から第十号までを三号ずつ繰り上げ、第十号の二を第八号とし、第十号の三を第九号とし、第十号の四を第十号とし、第七十七号を第七十九号とし、第六十二号から第七十六号までを二号ずつ繰り下げ、第六十号及び第六十一号を削り、第五十九号を第六十三号とし、第三十七号から第五十八号までを四号ずつ繰り下げ、第三十六号を削り、第三十五号を第四十号とし、第十三号から第三十四号までを五号ずつ繰り下げ、第十八号の前に次の三号を加える。

目 次

規 則	ページ
○知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則を廃止する規則（六七・総務課）	1
○秋田県教育庁等許認可等事務処理日数設定規程の一部を改正する訓令（二・教育庁総務課）	1

規 則

知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則を廃

15	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律	67	2	特例財団法人の吸収合併契約の承認の承認	20	〃	〃
16	〃	69	1	特例民法法人の合併の認可	20	〃	〃
17	〃	92		特例財団法人の最初の評議員の選任に関する認可	20	〃	〃

別表中第十一号及び第十二号を削り、第十号の八を第十四号とし、第十号の七を第十三号とし、第十号の六を第十二号とし、第

十号の五を第十一号とする。別表に次のように加える。

80	秋田県スポーツ科学センター	2		スポーツ科学センターの使用	1	スポーツ科学センター	スポーツ科学センター
----	---------------	---	--	---------------	---	------------	------------

81	一 条例	5			用の許可	10	♪	♪	
					スポーツ科学センターの使用料の減免				

附 則

1 この訓令は、平成二十年十二月一日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）第四十二条第二項に規定する特例民法法人に係るこの訓令による改正前の秋田県教育庁許可等事務処理日数設定規程別表第二号及び第三号の規定の適用については、なお従前の例による。

発 行 者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千六百七十五円（税込）

印 刷 所

印 刷 者

秋田市山王七丁目五番二十九号
 株式会社 松原印刷社
 電話(82)八七六六 F A X(83)〇〇〇五
 E-mail:matsubaransatsu.co.jp
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 松原繁雄